

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年六月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方九五〇ー二ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目三一五二

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

##### 3 変更事項

###### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

###### ア 駐車場の位置

(変更前) 三百二十八台（駐車場一 三百二十八台）

(変更後) 三百二十八台（駐車場一 三百十六台、駐車場二 十二台）

###### イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

百平方メートル（荷さばき施設一 百平方メートル）

(変更後)

百三十五平方メートル（荷さばき施設一 百平方メートル、荷さばき施設二 十七・五平方メートル、荷さばき施設三 十七・五平方メートル）

###### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

###### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) マックスバリュ西日本株式会社 午前七時 その他 午前九時

###### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場一 午前九時から午後十一時三十分まで

(変更後)

駐車場一 午前六時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場二 午前六時三十分から午後十時まで（ただし、繁忙期のみ利用す

ることができる。)

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

(変更前) 四箇所 (駐車場一 四箇所)

(変更後) 五箇所 (駐車場一 四箇所、駐車場二 一箇所)

4 変更年月日

平成二十四年六月一日

二 届出年月日

平成二十四年六月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十四年六月十五日から同年十月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課